

# 第1回さいたま市文化芸術都市創造審議会

## 次 第

令和元年7月19日(金) 14時50分～

議会棟2階 第6委員会室

- 1 開 会
- 2 スポーツ文化局長挨拶
- 3 委員、事務局等紹介
- 4 正副会長選出
- 5 諮問事項について
- 6 会議の公開について
- 7 議 題
  - (1) さいたま市文化芸術都市創造計画等の概要
  - (2) 本市を取り巻く文化芸術の現況と課題
  - (3) 審議会の位置づけ及び計画策定の進め方
  - (4) 次期計画の検討事項
  - (5) アンケート及び各種調査の進め方
- 8 その他
- 9 閉 会

### 【配布資料】

- ・次第
  - ・委員名簿
  - ・審議会規則
  - ・諮問書（写し）
  - ・さいたま市文化芸術都市創造審議会傍聴要領（案）
- 資料1－1 さいたま市文化芸術都市創造計画 概要版
- 資料1－2 さいたま市文化芸術都市創造計画平成30年度施策集
- 資料2－1 本市を取り巻く文化芸術の現況と課題
- 資料2－2 政令指定都市の計画策定状況調査結果及び各市の予算額
- 資料3 審議会の位置づけ及び計画策定の進め方
- 資料4 次期計画の検討事項
- 資料5 アンケート実施計画案、各種調査実施計画案

## さいたま市文化芸術都市創造審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

		氏名	役職等	区分※
1	委員	いづか ますみ	公募委員	第2号委員
		飯塚 真澄		
2	委員	いぐち としの	埼玉大学 副学長(人文社会科学研究科教授)	第1号委員
		井口 壽乃		
3	委員	いけだ たえこ	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団 理事	第3号委員
		池田 妙子		
4	委員	おくもと ちえ	日本放送協会 さいたま放送局長	第3号委員
		奥本 千絵		
5	委員	かとう たかお	公募委員	第2号委員
		加藤 隆男		
6	委員	きりぶち ひろし	埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター 研究員、一般財団法人日本AED財団 理事	第1号委員
		桐淵 博		
7	委員	つるみ せいいち	さいたま市文化協会 理事長	第3号委員
		鶴見 清一		
8	委員	どい いちろう	公募委員	第2号委員
		土井 一郎		
9	委員	もり りゅういちろう	東京藝術大学大学院 国際芸術創造研究科 特任助教	第1号委員
		森 隆一郎		
10	委員	やなぎさわ こういち	公益財団法人さいたま市文化振興事業団 理事長	第3号委員
		柳沢 幸一		

### 《※区分について》

さいたま市文化芸術都市創造条例第10条第3項各号の規定による

第1号委員…学識経験を有する者

第2号委員…公募による市民等(第3号に掲げる者を除く。)

第3号委員…市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

○さいたま市文化芸術都市創造審議会規則

平成24年3月30日

規則第59号

改正 平成27年3月20日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市文化芸術都市創造条例（平成23年さいたま市条例第42号）第12条の規定に基づき、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、スポーツ文化局において処理する。

(一部改正〔平成27年規則41号〕)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第41号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ス文文第 1328号  
令和元年 7月19日

さいたま市文化芸術都市創造審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇人

文化芸術都市の創造について（諮問）

さいたま市文化芸術都市創造条例第10条の規定により下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

さいたま市における文化芸術都市の創造のための計画及び文化芸術都市の創造に関する施策について

2 諮問理由

別紙のとおり

## 諮 問 理 由

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが求められます。

こうした考えのもと、文化芸術の振興を図ることで、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、平成24年4月1日に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年3月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定しました。

現行計画の計画期間が令和2年度で満了となることから、今年度より計画の改定作業に着手し、令和2年度末までに次期計画を策定する必要があります。

そこで、次期計画の内容及び同計画に基づく施策展開の方向性等について、貴審議会の意見を求めるものであります。

# (案)

## さいたま市文化芸術都市創造審議会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続等)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、審議会の開催当日、開催場所において、原則として、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として先着順により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

### (報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため審議会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、審議会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、審議会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

## (案)

- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

### (傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、審議会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

### (傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量であること等の理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間備え、傍聴人の閲覧に供することができる。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要領は、令和元年7月 日から施行する。